

改正後全文

地域周産期母子医療センター認定要領

(趣旨)

第1条 国が定める周産期医療対策事業実施要綱及び大阪府医療計画（周産期医療）に基づき、大阪府が認定する地域周産期母子医療センターにかかる基準及び手続きは、この要領で定める。

(認定の基準)

第2条 地域周産期母子医療センターの認定基準は別紙のとおりとし、認定にあたっては大阪府周産期医療協議会（以下「協議会」という。）の承認を得るものとする。

(認定の手続き)

第3条 地域周産期母子医療センターとしての認定を希望する病院は、大阪府知事（以下「知事」という。）あてに申請書（様式1）を提出する。

2 知事は、申請のあった病院（以下「申請病院」という。）が認定基準に照らし適当であるか審査を行うとともに、速やかに協議会に認定の適否を諮問する。

3 協議会は、申請病院の府内周産期医療における活動実績や貢献度並びに大阪府周産期緊急医療体制における将来的役割を検討・協議し、認定の適否について意見を述べるものとする。

4 知事は、前項の協議会の意見を参考にして、適当であると認める場合は、申請病院を地域周産期母子医療センターとして認定し、その旨を申請病院に対し様式2により通知する。（認定の辞退）

(認定の辞退)

第4条 既に地域周産期母子医療センターとして認定を受けた病院（以下「認定病院」という。）が認定辞退を希望するときは、任意の書式により理由を付して知事あて辞退届を提出する。

2 知事は、辞退届に理由があると認めるときは、辞退届に記載の日より認定病院の認定を解除する。

(認定の取消し)

第5条 知事は、認定病院のうち、その内容が地域周産期母子医療センターの認定の基準を満たさないと認めるときは、認定病院の代表者に報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告を受けた場合、必要と認める範囲において改善を求めることができる。

3 知事は、認定病院が、報告の求めに応じないとき、又は、改善の求めに従わないときは協議会の意見を聞いた上で認定の取消をすることができる。

4 前項の取消を行った場合、知事は認定病院の代表者に対し通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に認定病院であるものは、この要領の施行の日から2年間は、改正前の認定基準によるものであっても差し支えないものとする。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に認定病院であるものは、この要領の施行の日から2年間は、改正前の認定基準によるものであっても差し支えないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に認定病院であるものは、この要領の施行の日から2年間は、改正前の認定基準によるものであっても差し支えないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に認定病院であるものは、この要領の施行の日から2年間は、改正前の認定基準によるものであっても差し支えないものとする。

別紙

地域周産期母子医療センター認定基準

機能		<ul style="list-style-type: none"> ○ 産科・小児科(NICUを含む新生児医療病棟を含む)を備え、周産期にかかる比較的高度(妊娠33週未満又は出生体重1,500g未満)な医療行為を行う。 ○ 大阪府における新生児診療相互援助システム(NMCS)および産婦人科診療相互援助システム(OGCS)に参画し、地域の中核病院として各周産期医療施設からの搬送を受け入れるとともに、地域の周産期医療施設と連携を図り、入院および分娩に関する連絡調整を行うこと。
診療科目		○ 産科・小児科(新生児医療を担当するもの)を有し、麻酔科その他関連診療科を有すること。
設備等	産科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えること <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器 ② 分娩監視装置 ③ 超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものに限る。) ④ 微量輸液装置 ⑤ その他産科医療に必要な設備 ○ MFICUを設置する場合には、母体の集中管理に適した産科医療設備を有する専用病床を設置すること。
	小児科等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるNICUを設けること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 新生児用呼吸循環監視装置 ② 新生児用人工換気装置 ③ 保育器 ④ その他新生児集中治療に必要な設備
	その他	○ 地域周産期母子医療センターとしての機能を維持するための医療機器の保守、点検、更新に努めるものとする。
病床数	NICU	○ 6床以上とする(9床以上が望ましい)。
	GCU	○ 医療機関が必要と判断する病床数を有すること。
職員	産科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 24時間体制で産科病棟(緊急搬送を含む)を担当する医師が勤務していること。 ○ 24時間体制を確保するために必要な職員を配置する。 ○ 帝王切開術が必要な場合に迅速に手術への対応が可能となる医師(麻酔科医を含む)およびその他各種職員を確保すること。 <p>(注:迅速とはおおむね30分以内をさすが、30分以内の児の娩出を意味するものではない。)</p>
	MFICU	<ul style="list-style-type: none"> ○ MFICUを設置する場合には、24時間体制で産科を担当する複数の医師が勤務していること。 ○ MFICUの全病床を通じて常時3床に1人の助産師又は看護師が勤務していること。
	NICU	<ul style="list-style-type: none"> ○ 24時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務していること。 ○ 常時3床に1人の看護師が勤務していること。 ○ 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。 ○ NICU、GCU等入院児支援コーディネーター <p>NICU、GCU等を退院した児が、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等を次に掲げる業務を行うNICU入院児支援コーディネーターとして配置することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① NICU、GCU等の入院児の状況把握 ② 望ましい移行先(他医療施設、療育施設・福祉施設、在宅等)との連携及び調整 ③ 在宅等への移行に際する個々の家族のニーズに合わせた支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及び支援 ④ その他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項
	GCU	○ 常時8床に1人の看護師が勤務していること。(6床に1人が望ましい)

	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域周産期母子医療センターは、その機能を維持し、職員の適切な勤務体制を維持する上で、法令順守を前提に必要な職員の確保に努めるものとする。
その他	災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時を見据えて業務継続計画を策定すること。 ○ 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくことが望ましい。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。 ○ 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保することが望ましい。(少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備(井戸設備を含む。)を整備しておくことが望ましい。)ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないものとする。
	連携機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子センターとの役割分担を十分に図りつつ、搬送の受入れ、戻り搬送の受入れ、自宅における長期療養児の一時的な入院受入れ、合同症例検討会の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。 ○ 地域周産期母子医療センターは、その有する診療機能、診療体制、診療実績を報告すること。